

ID: 52

担当部署: 教育委員会 なよろ市立天文台 業務係

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	なよろ市立天文台条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第9条 設備及び部屋の使用料は、別表第2に定める額とする。ただし、使用料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 設備及び部屋の利用者は、前項の規定による使用料をあらかじめ市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日